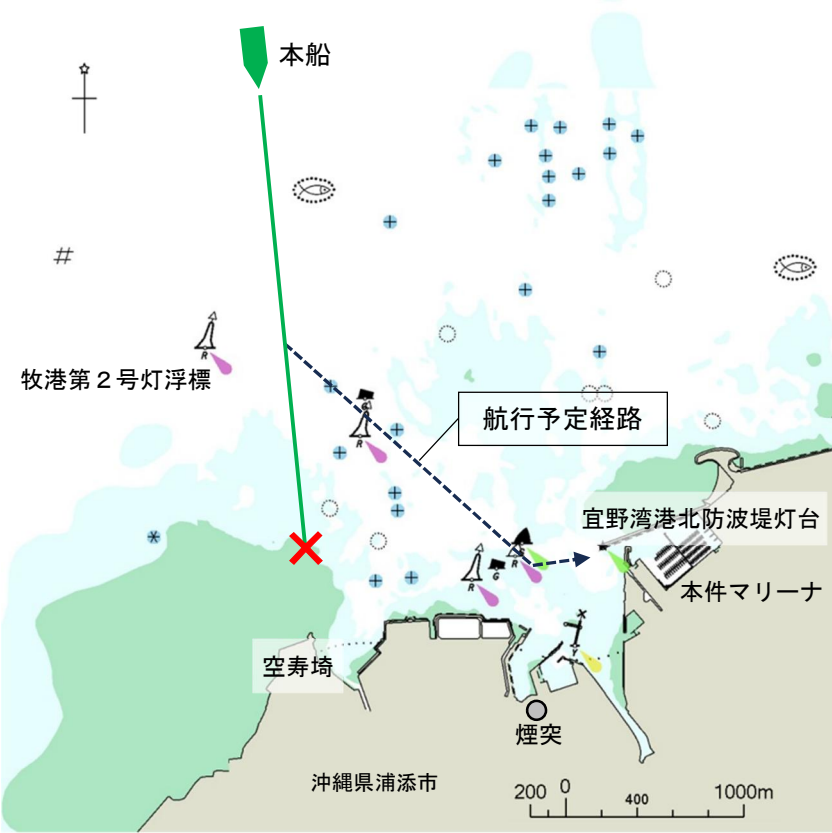


船舶事故調査報告書

令和7年9月17日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和7年1月26日 13時00分頃
発生場所	沖縄県浦添市空寿 ^{くじゅう} 埼北方沖 宜野湾港北防波堤灯台から真方位270° 1,670m付近 (概位 北緯26° 16.7′ 東経127° 42.5′)
事故の概要	小型兼用船 ^{ジェイブイ} JVは、航行中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和7年2月27日、主管調査官（那覇事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	小型兼用船 JV、5.6トン ON2-1312、個人所有 第240-60974号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	プロペラ脱落、舵頭材曲損等
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東北東、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期、潮高 約113cm（那覇）
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、沖縄県読谷村^{よみたん}西方沖においていか釣りを行った後、沖縄県宜野湾市所在のマリーナ（以下「本件マリーナ」という。）に向けて帰途についた。 本船は、レーダー及びGPSプロッターを作動させ、船長が操縦席に腰を掛けた姿勢で手動操舵で操船に当たり、約14～15ノットの対地速力で南進していた。 船長は、本件マリーナ北西方沖を航行中、ふだんと同様、帰航時の目印としている本件マリーナ南西方に位置する煙突を左舷船首方に見ながら、牧港第2号灯浮標の東方を通過する頃に本件マリーナに向けて左転する予定として同じ姿勢で操船を続けていたところ、いつしか居眠りし始めた。 本船は、変針予定地点を通過した後も南進を続け、空寿埼北方沖の浅所に乗り揚げた。 船長は、船底からの衝撃を感じて目覚め、周囲の状況から本船が乗り揚げたことを知った。 船長は、本船が船尾部船底から浸水していることを認めたので、本件マリーナの職員に救助を要請し、本船は来援した船舶により引き出されて本件マリーナにえい航された。 本船の喫水は、船首約0.80m、船尾約0.93mであった。 船長は、本事故当時、海上が穏やかで前路に他船を認めなかったの

	で安心していった。 船長は、本事故当日、ふだんと比べて睡眠時間は不足しておらず、本事故当時も眠気を感じていなかった。 (図1 参照)  図1 事故発生経過概略図
分析	本船は、本件マリーナ北西方沖を手動操舵により南進中、船長が居眠りしたことから、空寿崎北方沖の浅所に乗り揚げたものと考えられる。 船長は、海上が穏やかで前路に他船を認めなかったので安心していったこと及び操縦席に腰を掛けた姿勢で操船を続けたことから、居眠りしたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、本件マリーナ北西方沖を手動操舵により南進中、船長が居眠りしたため、空寿崎北方沖の浅所に乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 船長は、眠気を感じる間もなく居眠りする可能性を考慮し、操船中、時々体を動かしたり、コーヒーを飲んだりガムをかむなどの居眠り運航の防止措置を採ること。 ・ 船長は、航行中、常に意識を集中して操船に当たること。